

令和2年6月9日

保護者の皆様

京都市子ども若者はぐくみ局  
子ども若者未来部育成推進課

## 新型コロナウイルス感染症対策に関し学童クラブ事業の利用を自粛されたご家庭に対する4, 5月分利用料金の減免等について（お知らせ）

平素は、本市の学童クラブ事業の運営に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症への対策として、本市による利用自粛要請に基づき、4, 5月中に学童クラブ事業を利用しないこととされた日がある御家庭について、その利用料金を日割りによる再算定を行い、減免等を行いますので、お知らせいたします。

再算定を希望される場合には、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う利用料金の再算定申出書」を御記入のうえ、利用される学童クラブへ御提出いただきますようお願いいたします。

なお、6月分についても、本市から家庭内保育の協力をお願いしている期間については減免等の対象とする予定をしております。6月分の取扱いについては、後日改めてお知らせいたします。

### 記

#### 1 4, 5月分利用料金減免等の対象となる条件について

4月1日（水）から5月31日（日）までの期間で本市の利用自粛要請（家庭内保育の依頼を含む。）を受け、学童クラブの利用を自粛された日（家庭内保育に御協力いただいた日）が再算定による減免等の対象となります。

なお、これ以外の理由（塾などの習い事）で学童クラブを利用しなかった日の利用料金や利用料金以外の費用（おやつ代、保険等）は減免の対象となりません。

#### 2 4, 5月分申出書の提出方法等について

##### (1) 受付期間

6月22日（月）まで

##### (2) 提出場所

ご利用されている学童クラブ実施施設に直接、御提出ください。

##### (3) 提出方法

持参、郵送、メール、FAX（送付先については、施設の指示に従ってください。）

#### (4) 提出する書類

「新型コロナウイルス感染症対策に伴う利用料金の再算定申出書(4, 5月分)」

※ 児童1人につき, 1枚提出いただく必要がありますので, きょうだいで利用されるご家庭におかれましては御留意ください。

(きょうだい2人で利用の場合は, 2枚提出いただく必要があります。また, 利用料金は2人目以上は金額が異なりますので御注意ください。)

※ 利用料金が分からない場合は, 利用する施設へお問い合わせください。

#### (5) 再算定申出書の記載方法について

<記載内容>

「申請いただく方の住所, 氏名」, 「児童氏名」, 「学年」, 「利用料金(4, 5月)」, 「学童クラブの利用を自粛された日数と利用状況」

※ 利用状況について, カレンダーに「○:出席」, 「×:自粛」, 「△:欠席」を記載してください。

「○」… 学童クラブを利用した日

「×」… 新型コロナウイルス感染症対策のため利用を自粛した日

「△」… 新型コロナウイルス感染症対策とは関係のない理由で利用しなかった日

※ 記載方法は, 別添の書き方見本を参考にしてください。

### 3 利用料金の減免等について

#### (1) 4, 5月分の利用料金を6月以降にお支払いいただく予定のご家庭

7月以降の利用料金をお支払いいただく際に, 利用日数に応じて形で減額した4, 5月分の利用料金を合わせてお支払いいただきます。

お支払いの時期については, 施設からの通知を御確認ください。

#### (2) 4, 5月分の利用料金を既にお支払いいただいたご家庭

利用料金を再算定し, 自粛された日数分の料金を還付いたします。

還付の時期については, 施設からの通知を御確認ください。

### 4 その他

○ 休んだ日や利用料金が分からない場合は, 利用されている施設にお問い合わせください。

○ 新型コロナウイルス感染症に関し確定申告が例年より遅れた等の理由により利用料金が決定していない場合には, 利用料金の決定後, 速やかに再算定申出書を提出してください。